

「海岸法の一部を改正する法律等の運用について」
(平成12年4月1日建設省河政発第26号)

(略)

1.1 一般公共海岸区域の管理について（法第三七条の三から第三七条の八等関係）

(略)

(3) 占用及び行為の制限について

一般公共海岸区域の海岸の適正な保全を図るため、占用及び行為の許可等に関しては、海岸保全施設の有無の差異等に関するものを除き、海岸保全区域の海岸と同様に取り扱うべきものであること。

(略)